



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 石 井 鐵 工 所  
代表者 代表取締役社長 石井 宏治  
(コード:6362、東証第 1 部)  
問合せ先 専務取締役経営管理部長 藤本 豊  
(TEL 03-4455-2500)

### 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 150 期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました（以下、「本単元株式数変更」といいます。）。

##### (2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 150 期定時株主総会において、本単元株式数変更および発行可能株式総数変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」

といたします。)を行うことといたしました。

## (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	37,840,000 株
併合により減少する株式の数	34,056,000 株
併合後の発行済株式総数	3,784,000 株

(注)「併合により減少する株式の数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### ④併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,383 名 (100.00%)	37,840,000 株 (100.00%)
10 株未満	258 名 ( 5.89%)	442 株 ( 0.00%)
10 株以上	4,125 名 ( 94.11%)	37,839,558 株 ( 100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株主様 258 名（所有株式数 442 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

### ⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (3) 併合の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 150 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更および発行可能株式総数変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 発行可能株式総数の変更

### (1) 変更の理由

上記 2. に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を変更することといたしました（以下、「本発行可能株式総数変更」といいます。）。

### (2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 120,000,000 株から 12,000,000 株に変更いたします。

### (3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 150 期定時株主総会において、本発行可能株式総数変更および本単元株式数変更に関する定款の一部変更議案並びに本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 主要日程

平成 28 年 5 月 12 日	取締役会（株主総会招集決議）
平成 28 年 6 月 28 日（予定）	第 150 期定時株主総会
平成 28 年 9 月 27 日（予定）	1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 28 年 11 月中旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

（注）上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の効力発生日は、平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

### 5. その他

本日別途、「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

### 添付資料

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合についての Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 4. 単元株式数の変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年5月12日	取締役会（株主総会招集決議）
平成28年6月28日	定時株主総会
平成28年9月28日	当社株式の売買単位が100株に変更
平成28年10月1日	単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成28年10月下旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成28年11月中旬	端数株式処分代金の支払開始

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

Q 6. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 6.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールは Q 4. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	株式併合前		⇒	株式併合後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個		200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし		なし	なし	0.7 株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、ご希望により単元未満株式の買取り制度または買増し制度※がご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増し※をご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。

なお、単元未満株式の買取りまたは買増しのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

※ 平成28年6月28日開催予定の第150期定時株主総会において、定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件に、単元未満株式の買増し制度を導入いたします。  
平成28年7月1日より、単元未満株式の買増し請求を受付ける予定です。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

以 上